

第3編 クラブ会計 (143頁)

- クラブ会計の基本
- ・ 予算と決算の単年度会計です
 - ・ 正規の簿記の原則による複式簿記で記帳・整理します
 - ・ 準拠する会計基準は旧公益法人会計によります

↓

企業会計との違いは、減価償却を行わない点です

↓

例えば、150,000 円のパソコンを購入した場合、「消耗品費」150,000 円で処理し、添付の財産目録に記入して下さい。

第1章 クラブ会計事務の原則と大綱 (143頁)

1. クラブ会計の種類

- ・ 運営費会計
 - ・ 事業費会計
 - ・ 会食費会計
- の経常会計(一般会計)
- +
- ・ 特別会計(例えば周年会計)

2. 各経常会計間の各会計期間内での流用は原則認められていません。

↓

3. 特に事業費会計からの他への会計への流用は厳しく禁止されており、これが他の多くの奉仕団体との根本的な違いですので、特に会計として注意を要する点です。(クラブ会則8条3項(g))

4. 運営費会計の支出はクラブ運営にのみ用いられるべきである。

↓

しかし、運営費会計に余裕があれば例外として事業費会計への流用は認められています。

↓

(運営費会計の赤字には要注意が必要です。)

5. クラブ会計の執行には、まず理事会の承認と例会での承認が必要ですが、運営費と会食費各会計の執行は理事会の専決事項で執行できる。ただし事後に例会承認も必要である。(クラブ会則第8条3項(a))

6. すべての支出には理事会の承認を必要としますが、理事会といえども収入を超える支出・各会計の予算の主旨に反する支出を承認することは認められていません。
(クラブ会則第8条3項(b))

7. ～ 本文

8. 財務委員会は理事会の諮問機関であり・・・・・・・・

9. ～ 本文

10. クラブ備品類等の財産は理事会の管轄のもとライオン・テーマが管理者となる
(クラブ付則第3条7項)

↓

クラブ財産は購入時資産計上することなく経費処理を行い、期末に財産目録に記録する。

第2章 運営費会計 (144頁)

I. 運営費予算

A. 運営費予算の作成

1. 運営費予算の作成は財務委員会、そして新年度第1回クラブ理事会で承認後例会承認を受けて成立します。

2. ～ 本文

3. ～ 本文

4. 予算には本文にある代議員派遣費を計上して下さい。

(クラブ会則第9条1項・2項)

(1) ～ 本文

(2) ～ 本文

(3) ～ 本文

B. 運営費予算の執行

1. 理事会には厳正な予算執行が求められています。

2. 財務委員会には厳格な予算執行の監督が求められています。

3. 上記1. 2の規定緩衝処置として運営予算内での科目間流用は理事会承認のもと認められています。

II. 収 入

A. クラブ会費

1. クラブ会費(経常年間会費)の額

(a) ～ 本文

(b) ～ 本文

(c) ～ 本文

(d) ～ 本文

(e) ～ 本文

(f) クラブ(理事会・役員・会員)は、クラブ付則6条1項・2項(必携126頁)に定められている入会金・年間会費以外を会員に課すことはできません。

- (g) クラブ運営が財政的に困難な場合、理事会は臨時会費・運営寄付金を例会の承認のもと集めることは可能ですが、長期的に困難な状態が続くのであれば、運営を支えるに足る額までクラブ会費を値上げしなければならないとされています。
- (h) クラブ会費の変更は、クラブ付則 9 条(必携 129 頁)の手続によらなければなりません。

2. クラブ会費の徴収

- (a) クラブ会費の徴収は幹事の職務であり、銀行振込においても入金確認は幹事の職務で会計ではありません。
- (b) 会費納入は予算の例会承認後 30 日以内に行われるべきであり(必携 114 頁、クラブ付則第 1 条 2 項)グッドスタンディングの条件となっています。
- (c) ～ 本文
- (d) ～ 本文
- (e) ～ 本文

↓

途中退会者への未経過分クラブ会費の返戻は、各クラブが別途定めるが国際会費は返戻されません。

B. クラブ入会金

- 1. ～ 本文
- 2. 前項にある再入・転籍会員のクラブ入会金の全部・一部免除の権限はクラブ理事会にあります。公平のためクラブ会則に規定して下さい。
- 3. 法人代表の会員交代時の入会金もクラブで規定して下さい。

C. ファイン

- 1. 同一会合において同一会員に 2 回を超えてファインを課してはならない。
- 2. ファインは原則運営費会計へ。

D. その他の収入

1. ～ 本文
2. ～ 本文
3. レオクラブの件

III. 支 出(145 頁)

A. 国際協会入会金

1. クラブは、毎月末日までに当月入会したすべての新会員の氏名を国際本部に報告し、理事会の定める国際協会入会金を本部に納入しなければならない。

2. 国際協会入会金は新会員 1 名当り 35 ドル

3. ～ 本文

4. ～ 本文

B. 負担金及び拠出金

1. 負担金などの額

(a) 国際会費
複合地区費 } 別表①参照
地区会費 }

(b) クラブは正・不在・名誉・優待・終身・賛助の各員について(a)の国際会費・複合地区費・地区会費を納入しなければならない。

(クラブ付則第 6 条 2 項)

有資格の家族会員は正会員、ただし国際会費については 1 人目は全額、2～5 人目までは半額を支払います。

(c) クラブ終年会費については、650 ドル相当額を国際協会に納入すれば、以後の国際会費は免除されます。(クラブ付則第 1 条 1 項(5))

(d) 複合地区会則では、正会員以外の規定はなく各種別会員も全て正会員としています。

(e) ～ 本文

(f) レオクラブの国際会費について

2. 負担金などの納入

(a) (1)別表①参照

(2) ～ 本文

(3)サスペンション(停止処分)について・・・

(b) ここに言う負担金等の納入は会計の責任で規定された時期になされなければなりません。

(c) 財務委員会は納入が行われるよう監督して下さい。

(d) 別表参照

(1)

(2) ～ 本文

(3)退会者の国際会費返済の規定

↓

国際会費は半期毎 6 月 30 日、12 月 31 日現在の国際本部に記録されている会員数に基づいて 7 月 1 日、1 月 1 日に各クラブに請求される。ゆえに 6 月と 12 月の退会者の国際本部への連絡が 6 月中・1 2 月中に届いていなく国際会費の請求が来た場合、30 日以内に国際本部に報告された退会者の国際会費は 6 ヶ月分全額返却されます。

(4) ～ 本文

オンラインについて

(5)途中退会者の国際会費は返戻されません。

(6) ～ 本文

(7) ～ 本文

(e) 複合地区会費(地区大会費を含む)と地区会費(地区大会費等を含む)については 6 月末・12 月末在籍数でクラブ事務局宛に請求されます。

第3章 事業費会計 (147頁)

A. 事業予算の作成

1. 理事会がクラブ・アクティビティを計画

↓

財務委員会が予算書作成

↓

理事会で承認

2. 事業費予算は資金獲得事業から得るのが望ましい。

↓

外部より資金を得るため資金の管理及処分はクラブとして特に気を付けて適正に行われるべきである。

B. 事業資金の調達

- 財務委員会（最終的にはクラブ）は、事業費の財源を確保することが務めである。

↓

確保とは例えば事業費獲得のアクティビティで予定額に達しない場合の対策を考えておくこと。

- 各クラブ事業で補償問題が起きる可能性があれば、適当な保険を掛ける。
- 具体的な事業資金調達方法 (148頁)
 1. 資金獲得事業よりの収入
 2. 会員よりのドネーション・・・原則事業費 148頁 □参照
 3. 会員拠出金
 4. 賛助金
 5. 特品販売益
 6. ファイン (145頁 第2章、II、C、2)
 7. 会食費当年度収支差額(154頁、第9章、B、2)

C. 決算および当年度収支差額の処分

- 各事業委員長による決算と収支差額は 理事会で報告し、事業費の通帳へ納入すること。

第4章 会食費会計 (149頁)

A. 会食費の額とその徴収

1. クラブは会食費は会食費として会員より支払を受け、経常年会費に含めて請求してはいけません。
2. 会食費は ～ 本文
3. 会食は例会への出席を奨励するため工夫すべきであるが、過美な会食を期待すべきではありません。
4. 会食費は実費を旨とし、とくにビジター会食費を下回る食事を提供すべきではありません。 ～ 本文
5. 会食費は会費とともに前納
6. }
7. } 例会欠席者、退会者の会食費の返戻について ～

B. 会食費会計の処理

1. 正会員 50名 半期前納会食費
会食費 1,000円/回 ⇒ 50名×2回×6ヶ月×1,000円=600,000円

2. 2ヶ月経過後の内容

ビジター不在会員の出席	20名	20名×1,000円=20,000円
ゲスト出席(運営費より)	4名	4名×1,000円=4,000円
支払会食費計	184,000円	
2ヶ月経過分会食費	50名×2回×2ヶ月×1,000円	=200,000円
未経過分会食費	50名×2回×4ヶ月×1,000円	=400,000円

支払会食費	184,000円	未経過会食費収入	400,000円
※収支差額	40,000円	経過会食費収入	200,000円
残高	400,000円	ビジター会食費収入	20,000円
(未経過会食費収入)		ゲスト会食費収入	4,000円
	624,000円		624,000円

(※経過会食費収入のうちの欠席メンバー分)

C. 収支差額の確保と処分

1. 会食費収支差額は、運営費・事業費・特別会計への振替は可となります。
2. 会食費の収支差額は予算の制約を受けないので、ともすれば機密費的に乱用される虞があるので気を付けて下さい。

第9章 決算およびクラブ財産の引き継ぎ

A. ～ 本文

B. クラブ財産の引き継ぎ

1. ～ 本文

2. 会食費会計の繰越し分は運営費会計・事業費会計に繰入れ、会食費としては繰越させないで下さい。

3. 事業費会計の繰越し分は、次年度事業費会計の前期繰越金もしくは事業費積立金として下さい。

4. 運営費会計の繰越し分は原則運営費会計へ繰越すが、例外的に事業費会計へも可となっています。
(143 頁第 1 章、4 参照)

5. ～ 本文

C. 引き継ぎ

1. クラブ財政の引き継ぎは7月中に行われるべきです。

繰越金（剰余金）処分

科目	〇〇期末 剰余金残高		次期繰越金
運営費会計繰越額		次年度運営費として繰越	
事業費会計繰越額		次年度事業費として繰越	
会食費会計繰越額		次年度事業費として繰越	
事業費積立金会計繰越額		次年度事業費積立金会計 として繰越	
合計			

次期繰越可能項目

- 運営費 → 運営費（多額の場合、会費等の見直し）・事業費
 - 事業費 → 事業費・事業費積立金
 - 会食費 → 運営費・事業費
- *会食費は会食費としての繰越は認められない。

貸借対照表

〇〇〇ライオンズクラブ貸借対照表
〇〇年6月30日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金		未払金	
預貯金		前受金	
小払仮渡金		預り金	
仮払金		負債合計	
未収金		正味財産の部	
2. 固定資産		科 目	金 額
保証金		基金	
		事業費積立金会計繰越額	
		運営費会計繰越額	
		事業費会計繰越額	
		会食費会計繰越額	
		正味財産合計	
資産合計		負債及び正味財産合計	

付表19 財産目録

〇〇〇ライオンズクラブ財産目録
〇〇年6月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金手許有高		
銀行預金		
普通預金 (〇〇銀行〇〇支店)		
定期預金 (〇〇銀行〇〇支店)		
郵便貯金		
小払仮渡金		
仮払金		仮払金内訳
未収金		未収金内訳
2. 固定資産		
保証金		
資産合計		
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		未払金内訳
前受金		前受金内訳
預り金		預り金内訳
負債合計		
正味財産		注

注： ①基金 〇〇銀行〇〇支店 普通預金№
〇〇銀行〇〇支店 定期預金№
②事業費積立金 〇〇銀行〇〇支店 定期預金№

物品資産	数 量	備 考
クラブ旗		
国旗		
ライオンズ懸垂旗		
万国旗		
ゴング		
事務机		
会議用テーブル		
椅子		
ロッカー		
パソコン		
プリンター		
電話機		

2017 年度上半期 請求書

発行日：2017 年*月*日
納付期限：2017 年*月*日

650-0046
神戸市中央区港島中町 6-10-1
神戸ポートピアホテル 南館 5 階

●●●●ライオンズクラブ 御中

請求書発行：
104-0028
東京都中央区八重洲 2-6-15
JOTO ビル 9 階
一般社団法人日本ライオンズ

請求金額合計
¥

地区 振込先：
三井住友銀行 神戸営業部 普 9 1 8 5 4 9 9
口座名 ライオンズクラブ国際協会 3 3 5—A 地区
運営会計 橋本 高夫 (ハシモ タカオ)

<請求内容明細>

*会員数はクラブの eMMR Servanna(サバンナ) 報告に基づく

- 「今半期分」。「人数」欄は 2017 年 6 月末会員数（全会員から 2 人目以降の家族会員を除いた人数）。
備考欄に「年額」の記載のない項目の単価は 6 カ月分

区分	請求項目	月額	単価	人数	金額	備考
MD	複合地区費	130	780			
MD	複合地区大会費	50	300			
D	地区費	1,100	6,600			
D	地区大会費	150	900			
D	緊急援助資金		1,000			年額
D	東京オリンピック・パラリンピック協力金		1,000			年額
JL	日本ライオンズ会費	50	300			

- 「前半期分延月数」。「月数」はサバンナの月例報告書で報告された入退会者を基に、全会員から 2 人目以降家族会員を除いた加減調整。
「単価」は 1 カ月分

区分	請求項目	単価	月数	金額	備考
MD	複合地区費	130			
MD	複合地区大会費	50			
D	地区費	1,100			
D	地区大会費	150			

*複合地区及び地区費は前半期末会員数を基準とした 6 カ月分を前納頂いており、請求後の入退会者分はここで精算しています。
入会者は入会した月から、退会者は退会した月まで会費が発生します。

- 「今半期ライオン誌送料」。「金額」は、7 月発行号（8 月号）の送料を基準とした 6 カ月分

区分	請求項目	単価	数量	単位	金額	備考
JL	ライオン誌送料：クラブ送料	460	6	ヵ月	2,760	

*『ライオン誌』の発送方法には個人宛に 1 冊ずつお送りする「個人発送」と、クラブ・メンバー分をまとめてお送りする「クラブ発送」があります。発送方法の変更をご希望の場合は、一般社団法人日本ライオンズ・ライオン誌 (fax:03-6674-8781 Email:office@thelion.jp) へ 12 月末までにご連絡ください。2017 年度下半期から変更致します。

- 「家族会員」の「数量」欄は、2017 年 6 月末の 2 人目以降家族会員数

区分	請求項目	月額	単価	月数	金額	備考
MD	複合地区費	65	390			
MD	複合地区大会費	25	150			
D	地区費	550	3,300			
D	地区大会費	75	450			

- 「前半期分家族会員調整人数」は、サバンナの月末家族会員を基とした加減調整
「単価」は1カ月分

区分	請求項目	単価	月数	金額	備考
MD	複合地区費	65			
MD	複合地区大会費	25			
D	地区費	550			
D	地区大会費	75			

区分

MD=複合地区請求分

D =地区請求分